

第55期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

■事業報告

- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
- ・会社の支配に関する基本方針
- ・剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

- ・連結注記表

■計算書類

- ・個別注記表

2024年度（2024年4月1日～2025年3月31日）

株式会社ランドコンピュータ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「監査役監督基準」（会計監査人の報酬等の同意手続）第35条第1項及び第2項の規定に準拠して、取締役・経営管理本部長及び会計監査人からの必要な資料の入手及び報告の聴取を通じて、従前の事業年度における職務執行状況、会計監査人の監査計画の内容・報酬見積り等を確認・検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の再任の適否について毎期検討いたします。また、会計監査人の解任及び不再任については次の方針に基づいて判断いたします。

イ. 解任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号の事由のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合には、監査役全員一致の決議により、当該会計監査人を解任することに関連する議案の内容を決定する。

ロ. 不再任の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号の事由のいずれかに該当する場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる他の会計監査人の選任が必要と判断した場合は、監査役全員一致の決議により、当該会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための企業行動指針に行動規範を定める。
- b その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、コンプライアンス担当役員を中心に会社全体の啓蒙活動等を行う。
- c かかる活動の概要は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- d 取締役会には当社と利害関係を有しない社外監査役が出席することを原則とする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- a 「文書管理規程」により、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - (a) 株主総会議事録
 - (b) 取締役会議事録
 - (c) 監査役会議事録
 - (d) 税務署その他官公庁に提出した書類の写し
 - (e) その他文書管理規程に定める文書
- b 上記文書の保管の場所及び方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を「文書管理規程」に定める。
- c 上記の文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定めるところによる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定める。
- b 全社のリスクに関する統括責任者としてリスク管理担当役員を設置する。また、リスク管理担当役員を補佐するためにリスク管理担当部長を任命する。
- c リスク管理担当役員は、「リスク管理規程」に基づいてあらかじめ具体的なリスクを識別・分析・評価し、その対応方針を定め、また有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- d リスク管理担当役員は各部署の日常的なリスク管理の状況のモニタリングを実施する。
- e リスク管理担当役員はリスク管理に関する事項を定期的に取り締役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により取締役の権限と責任を明確化し、また取締役会、経営会議及び各取締役間の連携緊密化により、経営意思決定を迅速化し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築する。
- b 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a コンプライアンスを体系的に規定する「コンプライアンス規程」を定める。
- b 全社のコンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス担当役員を設置する。また、コンプライアンス担当役員を補佐するためにコンプライアンス担当部長を任命する。
- c 企業指針、行動指針及び行動規範を制定し、企業活動の基本原則を示して使用人が職務を遂行する上で遵守すべき行動規範を明確化する。
- d コンプライアンス担当役員は、社員のコンプライアンス教育を実施する。
- e コンプライアンス担当役員は、社員の日常的な活動状況のモニタリングを実施する。
- f コンプライアンスに係る内部通報システムを設置し、電話、電子メール等によって自由に通報や相談ができる体制を整備する。
- g コンプライアンス担当役員は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、重大な問題が生じた場合には遅滞なく取締役会に報告して対策を協議することとする。

⑥ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 当社の子会社は、日常業務を行う執務室を共有し、業績及び資産管理を中心とした業務も集中管理を行う。
- b 当社は、子会社に対し必要に応じて、総務・経理財務・コンプライアンス等の管理業務を行う。
- c 当社は、子会社に取締役を派遣し、会社法上の取締役としての地位をもって、子会社の取締役の職務執行を直接管理監督可能な体制を整備する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことが必要と判断した場合には、管理本部担当役員に対して、管理本部員の中から、補助者として監査業務の補助を行う者を指名するよう求めることができることとし、この場合において、管理本部担当役員は監査役と協議した上で、これに応じることとする。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役の承認を得なければならないものとする。

⑨ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査役から受けた指示に関し、監査役の職務に必要な範囲内において取締役及び他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加えて、会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する状況を報告する体制を整備する。

⑪ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

子会社の取締役等に対し、事業運営に係わる報告については、適宜当社の監査役に報告を行うものとする。

⑫ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行ったことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置その他一切の不利益な取扱いを行わない。

⑬ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき会社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑭ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会長、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施する。

⑮ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

⑯ 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としてこれを行動規範に定める。また、必要に応じ警察機関等外部の専門機関とも迅速な連携をとることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備したうえで、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- 当社では、行動規範、内部統制システム基本方針、内部通報制度運用規程を定め、当社の取締役及び使用人が常時閲覧できる環境を整備し、周知徹底を図っております。
- 当社では、入社時及び階層に応じた社内研修における教育及び各本部等における会議での説明を通じて、法令及び社内規程を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社の事業に関係する法令改正に際しては、関連部署が連携して、法令改正に関する情報収集、研修会等を実施し、法令遵守を実施いたしております。
- 当社の監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し経営監督機能を担うとともに、内部監査室や会計監査人と緊密に連携することで、監査の成果を高めております。また、監査役は稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、監査の実効性の向上を図っております。
- 当社の反社会的勢力排除の取組みとしまして、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、新規取引先については取引開始前に、また取引開始後は定期的に、契約先が反社会的勢力でないことの調査を実施しております。

会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、経営体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を勘案したうえで、業績向上に応じて、継続的かつ安定的な利益還元を行っていくことを基本方針としております。

なお、当社は剰余金を配当する場合は、年2回を基本方針としております。会社法第459条第1項に基づき、3月31日及び9月30日をそれぞれの基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議によりできる旨の定款規定を設けており、剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

当連結会計年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり18円の期末配当を実施することを決定しました。この結果、既に実施しました中間配当金の18円を合わせると当連結会計年度の1株当たりの年間配当金は36円となります。この結果、当期の連結配当性向は66.7%となりました。

当社の配当につきましては、中長期的な視点で業績や財務状況、投資計画の状況等を考慮したうえで、株主への利益還元に積極的に取り組んでいく方針であり、連結配当性向40%以上を目途に利益還元していく予定であります。

また、2023年9月29日付「新中期経営計画（VISION2025）策定に関するお知らせ」において、人的資本の投資、M&A及びDX推進による新事業領域拡大等に積極的に取り組み、株主還元策として2024年3月期から2026年3月までの3期間において、連結配当性向50%以上還元していくことにより、今後の成長投資と株主還元の強化を図ってまいります。

(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社インフリー
株式会社テクニゲート |

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の計上基準及び評価方法

i 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ii 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 6～15年

工具器具備品 3～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額固定資産につきましては、3年間で均等償却する方法によっております。

ii 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法により償却しております。

商標権については、10年間の均等償却を行っております。

③ 引当金の計上基準

- i 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ii 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- iii 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えて、役員に対する賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- IV 受注損失引当金 受注済案件のうち当連結会計年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、損失見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループはシステムソリューションサービス（システムインテグレーション・サービス、パッケージベースSI・サービス、インフラソリューション・サービス）及びこれらの付随業務を提供しており、顧客との契約から生じる収益の主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

i 請負開発

当社グループにおいてはソフトウェアの請負開発の履行義務があります。請負開発につきましては、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、その進捗度を合理的に見積ることができる場合、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期的な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ii 保守・運用

当社グループにおいてはソフトウェアの保守・運用の履行義務があります。保守・運用については、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、役務を提供する期間にわたり定額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）にわたり、それぞれ発生翌期から費用処理しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、その効果が発現する期間を個別に見積り、5年から7年で均等償却を行っております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高はすべて顧客との契約から生じたものであり、売上収益分解は次のとおりであります。

(単位：千円)

	システムインテ グレーション・ サービス	パッケージベ ースSI・サービス	インフラソリュ ーション・サー ビス	合計
外部顧客への売上高	7,368,883	5,010,986	1,350,859	13,730,729

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,025,950	2,821,522
契約資産	227,580	206,962
契約負債	244,893	223,478

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は244,893千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定期間にわたり認識する売上

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載の通り、ソフトウェアの請負開発契約のうちサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、そのうち当連結会計年度末時点において進行中の請負開発契約に係る売上高は151,385千円であります。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。見積総原価については請負開発案件それぞれが業種の特性や顧客の仕様要望等により異なるため、その後の工数の変動等により見積総原価が見直された場合には翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

(2) 受注損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度における受注損失引当金はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項③引当金の計上基準」に記載の通り、受注済案件のうち当連結会計年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、損失見込額を計上しております。受注損失は請負開発案件の進捗に伴い当初想定されていなかった追加工数等を要因として損失が見込まれる場合に計上されるものであり、その要因は請負開発案件の仕様や進捗度合い等に応じて異なるため、その後、設計変更や追加工数が変動した場合には翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(千円)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 273,871

(2) 顧客との契約から生じた債権および契約資産の残高

「2.収益認識に関する注記(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報」に記載しております。

(3) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務 (千円)
長期未払金 100,000

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 17,967,900株

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 15,734株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年 5 月14日 取 締 役 会	普通株式	448,804	25	2024年 3月31日	2024年 6 月5日
2024年 11月13日 取 締 役 会	普通株式	323,138	18	2024年 9月30日	2024年11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年 5 月13日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	323,138	18	2025年 3月31日	2025年 6 月3日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資産運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針としております。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクは、プロジェクト総合管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制とし、リスク低減を図っております。

有価証券は、主に合同運用指定金銭信託であり、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。

また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差異については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券 其他有価証券	136,850	136,850	—

(※) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」および「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また「有価証券」は現金と同様の性格を有する合同運用指定金銭信託であり、すべて短期であるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルで分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	136,850	—	—	136,850

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場会社は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たりの純資産額	332円75銭
(2) 1 株当たりの当期純利益	57円00銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 6～15年

工具器具備品 3～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額固定資産につきましては、3年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産……………市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額のいずれか大きい額を償却しております。

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

商標権については、10年間の均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……………役員賞与の支払に備えて、役員に対する賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- ④ 受注損失引当金……………受注済案件のうち当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、損失見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）にわたり、それぞれ発生翌期から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社はシステムソリューションサービス（システムインテグレーション・サービス、パッケージベースSI・サービス、インフラソリューション・サービス）及びこれらの付随業務を提供しており、顧客との契約から生じる収益の主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 請負開発

当社においてはソフトウェアの請負開発の履行義務があります。請負開発につきましては、サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、その進捗度を合理的に見積もることができる場合、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期的な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 保守・運用

当社においてはソフトウェアの保守・運用の履行義務があります。保守・運用については、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、役務を提供する期間にわたり定額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

〔会計方針の変更に関する注記〕

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

2. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 2. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定期間にわたり認識する売上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

「1.重要な会計方針に係る事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通り、ソフトウェアの請負開発契約のうちサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、サービスを顧客に移転する履行義務の充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しており、そのうち当事業年度末時点において進行中の請負開発契約に係る売上高は151,385千円であります。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

履行義務の充足に係る進捗率の見積り方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。見積総原価については請負開発案件それぞれが業種の特性や顧客の仕様要望等により異なるため、その後の工数の変動等により見積総原価が見直された場合には翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

(2) 受注損失引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度における受注損失引当金はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

「1.重要な会計方針に係る事項(3)引当金の計上基準」に記載の通り、受注済案件のうち当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、損失見込額を計上しております。受注損失は請負開発案件の進捗に伴い当初想定されていなかった追加工数等を要因として損失が見込まれる場合に計上されるものであり、その要因は請負開発案件の仕様や進捗度合い等に応じて異なるため、その後、設計変更や追加工数が変動した場合には翌事業年度の損益に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 263,036千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 5,939千円

短期金銭債務 2,004千円

(3) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

長期未払金 100,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 93,972千円

仕入高 18,840千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 15,734株

7. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	77,343
未払事業税	15,442
未払事業所税	2,454
未払法定福利費	12,154
退職給付引当金	129,719
長期未払金	30,600
その他	20,365
繰延税金資産小計	288,079
評価性引当額	△50,965
繰延税金資産合計	237,113
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	29,601
繰延税金負債合計	29,601
繰延税金資産の純額	207,511

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、新たな付加税「防衛特別法人税」が課されることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

これにより、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）および法人税等調整額が3,786千円増加しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	331円73銭
(2) 1株当たりの当期純利益	54円85銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。